

証券コード 7646
平成28年11月30日

株 主 各 位

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

株式会社 **PLANT**

代表取締役社長 三ッ田 勝 規

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月16日（金曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月19日（月曜日）午前10時
2. 場 所 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社 P L A N T 本社 3階 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第35期（平成27年9月21日から平成28年9月20日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.plant-co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年9月21日から
平成28年9月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（自平成27年9月21日 至平成28年9月20日）におけるわが国経済は、政府、日銀による経済政策及び金融緩和の効果もあり、企業収益が好調に推移したほか、雇用・所得環境も改善の傾向にあるものの、中国をはじめとする新興国の景気の下振れや英国のEU離脱などの世界経済の不安定のなか、国内景気は円高・株安の状況で推移しました。小売業界におきましては、昨年のようなインバウンド需要は減少し、都市部においては富裕層による高額品の需要が一部にはみられたものの、全体的には日々の買い物には慎重で節約志向は依然として根強く、引き続いてデフレ傾向が懸念されます。

このような状況のもと、当社では、当事業年度より、「スーパーセンター業態の社会的認知の実現」を中期経営方針に掲げ、期初には組織体制の大幅刷新を実施し、新体制で3つの成長戦略に取り組んでまいりました。①「企業規模拡大」：スーパーセンター業態を社会（消費者）に認知していただくためには、新規出店による企業規模拡大が不可欠であると考え、計画的かつ継続的な出店ができるよう、店舗開発要員を増員し、出店候補地の情報収集と出店検討を推進してまいりました。②「商品力向上」：店歴の古い店舗を中心に、外壁の塗り替えや駐車場の改修を実施したほか、一部店舗においては、従来の売り場を見直し、「キッチン」「収納」「リビング」「ワーク」「ベビー」などに再編し、お客様の生活シーンに合わせた売場構成に変更いたしました。③「店舗運営力向上」：「接客」「クリンリネス」「防犯」「武器」「販促企画力」「商人力」の6つのテーマを掲げ、様々な取り組みを行ってまいりました。全店舗を5つのエリアに分け、各エリアには店舗運営の総括指導役であるエリアマネージャーと接客面での育成教育を主に担当する女性管理職トレーナーを配置し、また、各店舗には接客トレーナーとレジトレーナーを店舗内リーダー役として配置し、主に接客の質を向上させ、来店

客数のアップに努めてまいりました。

以上の成長戦略実行に伴い、当事業年度につきましては、人件費を中心とした販管費が増加いたしました。

当事業年度末の当社店舗は、合計12府県23店舗（休止中1店舗を除く）となっております。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は88,017百万円と前事業年度比1.1%増となりました。

利益におきましては、営業利益は2,251百万円（前事業年度比19.5%減）、経常利益は2,327百万円（前事業年度比18.7%減）、当期純利益は1,477百万円（前事業年度比14.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成25年9月期)	第 33 期 (平成26年9月期)	第 34 期 (平成27年9月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成28年9月期)
売 上 高 (百万円)	79,516	82,948	87,066	88,017
経 常 利 益 (百万円)	2,741	2,774	2,863	2,327
当 期 純 利 益 (百万円)	1,909	1,633	1,731	1,477
1株当たり当期純利益 (円)	239.25	204.76	217.01	185.20
総 資 産 (百万円)	36,065	38,507	39,504	37,970
純 資 産 (百万円)	11,311	12,672	14,202	15,387
1株当たり純資産額 (円)	1,417.50	1,588.05	1,779.86	1,928.32

(3) 対処すべき課題

①新店開発

企業規模拡大を目指し、主に売場面積約2,300坪クラス（PLANT-2タイプ）の店舗を今後積極的に出店してまいります。そのために、店舗開発部員の増員と店舗開発ノウハウの共有化を図り、候補地情報量アップと検討スピードアップを行ってまいります。

②人材育成

各店舗の自立した店舗運営力を確立するためには、管理職（店長・副店長・チーフ）の人材育成能力アップが不可欠であると考え、育成教育部内に5つのチームを新設（平成28年9月21日）、人材育成の体制構築により組織力を強化してまいります。また、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材の確保と適性や能力にあった人材の登用を行ってまいります。

③既存店対策

老朽化した設備の順次更新・改修を行うことで、既存店の業績維持・向上を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（平成28年9月20日現在）

当社は、生活必需品の小売販売を行う総合ディスカウントストアを事業としております。衣食住のあらゆる分野にわたり網羅的に生活必需品を取扱うスーパーセンターを中心に、生活雑貨・小物を取り扱うジョイフルストア及びホームセンターの3業態をもって、地域密着型の営業展開を行っております。

店舗の出店・増床に関しては、売場面積が1,000㎡を超えますと「大規模小売店舗立地法」が適用され、都市計画・交通・地域環境等の観点から規制を受けることとなります。今後の出店を計画している店舗も、同法の規制対象となるため、関係法規の趣旨に則り地元とも調整を図りつつ、店舗展開を進めていく方針であります。

(5) 主要な事業所（平成28年9月20日現在）

① 本社

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

② 営業所

名 称	所 在 地
ジョイフルストアー み っ た 春 江 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー み っ た 丸 岡 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー み っ た みゆき店	福井県福井市
ジョイフルストアー み っ た 開 発 店	福井県福井市
ホ ー ム セ ン タ ー P L A N T - 1 鯖 江 店	福井県鯖江市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 2 坂 井 店	福井県坂井市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 2 上 中 店	福井県三方上中郡若狭町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 3 津 幡 店	石川県河北郡津幡町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 3 川 北 店	石川県能美郡川北町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 3 滑 川 店	富山県滑川市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 3 清 水 店	福井県福井市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 3 福 知 山 店	京都府福知山市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 4 聖 籠 店	新潟県北蒲原郡聖籠町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 4 大 熊 店	福島県双葉郡大熊町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 見 附 店	新潟県見附市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 境 港 店	鳥取県境港市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 横 越 店	新潟県新潟市江南区
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 大 玉 店	福島県安達郡大玉村
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 鏡 野 店	岡山県苫田郡鏡野町
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 5 刈 羽 店	新潟県刈羽郡刈羽村
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T - 6 瑞 穂 店	岐阜県瑞穂市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T 志 摩 店	三重県志摩市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T 善 通 寺 店	香川県善通寺市
ス ー パ ー セ ン タ ー P L A N T 淡 路 店	兵庫県淡路市

(注) 福島第一原発の事故により帰還困難区域（旧警戒区域）に立地している「P L A N T - 4 大熊店」は現在営業を休止しております。

(6) 従業員の状況（平成28年9月20日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
653名	33名増	40.3歳	9.6年

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,903名及びアルバイト1,288名は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況（平成28年9月20日現在）

借入先	借入金額
株式会社福井銀行	5,454百万円
株式会社三井住友銀行	475
株式会社北越銀行	308
株式会社日本政策投資銀行	225
三井住友信託銀行株式会社	214
株式会社福邦銀行	214
株式会社三菱東京UFJ銀行	165
株式会社りそな銀行	165
株式会社北國銀行	132

2. 株式の状況（平成28年9月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,120,000株
(2) 発行済株式の総数 7,980,000株
(3) 株主数 3,808名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ワイ・ティ・エー	2,024,200株	25.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	559,000	7.01
P L A N T 従業員持株会	328,800	4.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	307,900	3.86
三ッ田 勝 規	200,000	2.51
三ッ田 美代子	200,000	2.51
三ッ田 佳史	200,000	2.51
三ッ田 泰二	200,000	2.51
伊藤 昭	190,000	2.38
浅野 守太郎	180,000	2.26

（注）持株比率は自己株式（196株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

7. 平成28年9月21日付で、取締役及び監査役の状況は次のとおりとなりました。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三ッ田 勝 規	
専務取締役	松 田 恭 和	社管 長 室 長 兼 理 理 本 部 長 兼
専務取締役	三ッ田 佳 史	管 営 企 画 室 長 兼 店 舗 運 営 本 部 長 兼 店 舗 運 営 本 部 長 兼
常務取締役	浅 野 守 太 郎	店 舗 開 発 本 部 長 兼 店 舗 開 発 本 部 長 兼 ス ト ア プ ラ ン ニ ン グ 部 長 兼
常務取締役	三ッ田 泰 二	商 品 本 部 長
常務取締役	山 田 准 司	経 営 企 画 室 マ ネ ー ジ ャ ー
取 締 役	堂 前 直 樹	管 理 本 部 経 理 部 長
取 締 役	朝 倉 啓 充	店 舗 運 営 本 部 店 舗 運 営 部 西 日 本 地 区 エ リ ア マ ネ ー ジ ャ ー
取 締 役	島 田 俊 一	経 営 企 画 室 マ ネ ー ジ ャ ー
取 締 役	糸 魚 川 雅 行	管 理 本 部 シ ス テ ム 部 長
取 締 役	市 橋 信 孝	株 式 会 社 ユ ア ー ズ ホ テ ル 福 井 代 表 取 締 役
常 勤 監 査 役	佐 藤 岩 雄	
監 査 役	西 川 承	西 川 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 福 井 コ ン プ ュ ー タ ホ テ ル イ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 監 査 役
監 査 役	白 崎 利 宗	白 崎 税 理 士 事 務 所 所 長

(2) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

市橋信孝氏は、株式会社ユアーズホテル福井代表取締役を兼務しており、当社と同社の間には取引関係はありません。

西川 承氏は、西川公認会計士事務所所長及び福井コンピュータホールディングス株式会社社外監査役を兼務しており、当社と同事務所及び同社の間には取引関係はありません。

白崎利宗氏は、白崎税理士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所の間には取引関係はありません。

(3) 社外役員の当該事業年度における活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
市 橋 信 孝	社 外 取 締 役	平成27年12月18日就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、金融及びサービス業界等幅広い分野での勤務並びに会社経営者としての実績に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
西 川 承	社 外 監 査 役	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会14回のうち13回に出席し、西川公認会計士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
白 崎 利 宗	社 外 監 査 役	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、白崎税理士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(5) 取締役及び監査役の当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	12名	162百万円	(うち、社外取締役1名、1百万円)
監 査 役	3	10	(うち、社外監査役2名、4百万円)
合 計	15	172	(うち、社外役員3名、5百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年9月20日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分することが困難なため、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合又は当社に監査契約を継続しがたい合理的な事由が生じた場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(内部統制システム構築に関する基本方針)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保するための体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は社長室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理のために必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を取ることとした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関する総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査役から「監査役監査基準」に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものとし、取締役の指示命令系統から外れる。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

- ① 当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項
- ③ 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
- ④ 重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
- ⑤ 内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(7) 前記(6)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

(8) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価すると共に維持・改善を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

貸借対照表

(平成28年9月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,245	流動負債	11,550
現金及び預金	8,832	支払手形	114
売掛金	363	電子記録債務	1,270
リース投資資産	23	買掛金	5,745
商品	7,260	1年内返済予定の長期借入金	1,689
貯蔵品	20	リース債務	198
繰延税金資産	237	未払金	387
その他	507	未払費用	931
固定資産	20,724	未払法人税等	289
有形固定資産	15,485	賞与引当金	485
建物	19,865	リース資産減損勘定	14
構築物	2,733	その他	422
機械及び装置	49	固定負債	11,032
車両運搬具	75	長期借入金	5,820
工具器具備品	1,017	リース債務	437
土地	5,424	退職給付引当金	1,154
リース資産	922	長期未払金	818
建設仮勘定	46	長期預り敷金保証金	473
減価償却累計額	△14,648	資産除去債務	2,322
無形固定資産	1,205	長期リース資産減損勘定	5
借地権	1,134	負債合計	22,582
ソフトウェア	66	(純資産の部)	
その他	4	株主資本	15,387
投資その他の資産	4,033	資本金	1,358
投資有価証券	31	資本剰余金	1,518
リース投資資産	302	資本準備金	1,518
長期前払費用	74	利益剰余金	12,509
繰延税金資産	1,523	利益準備金	257
敷金及び保証金	2,064	その他利益剰余金	12,252
その他	37	固定資産圧縮積立金	72
資産合計	37,970	別途積立金	3,141
		繰越利益剰余金	9,038
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	15,387
		負債及び純資産合計	37,970

損益計算書

(平成27年9月21日から)
(平成28年9月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
商品売上高	87,701	
不動産賃貸収入	316	88,017
売 上 原 価		
商品売上原価	70,592	
不動産賃貸原価	61	70,654
売 上 総 利 益		17,362
販売費及び一般管理費		15,111
営業利益		2,251
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	16	
受取手数料	119	
助成金収入	64	
その他の他	44	245
営 業 外 費 用		
支払利息	130	
その他の他	38	169
経常利益		2,327
特 別 利 益		
受取損害賠償金	17	17
特 別 損 失		
減損損失	25	25
税引前当期純利益		2,318
法人税、住民税及び事業税	741	
法人税等調整額	99	840
当 期 純 利 益		1,477

株主資本等変動計算書

(平成27年9月21日から)
(平成28年9月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 算 等 換 差 額	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 利 余 金	利 益 剰 余 金					自 株 己 式 株 資 合 主 本 計	そ の 他 有 評 差 額		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 益 金 計				
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 越 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,358	1,518	257	72	3,141	7,855	11,327	△0	14,204	△1	14,202
当 期 変 動 額											
税 率 変 更 に 伴 う 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 増 加				1		△1	—		—		—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△1		1	—		—		—
剰 余 金 の 配 当						△295	△295		△295		△295
当 期 純 利 益						1,477	1,477		1,477		1,477
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										2	2
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△0	—	1,182	1,182	—	1,182	2	1,184
当 期 末 残 高	1,358	1,518	257	72	3,141	9,038	12,509	△0	15,387	0	15,387

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が、平成20年9月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌年度に一括費用処理することにしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

リース投資資産	113百万円
---------	--------

計	113百万円
---	--------

② 担保に係る債務

長期預り敷金保証金	100百万円
-----------	--------

計	100百万円
---	--------

(2) 財務制限条項

「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」のうち5,900百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(イ) 各事業年度の第2四半期会計期間及び決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の決算期の75%以上に維持すること。

(ロ) 各事業年度の決算期における損益計算書において、2期連続して営業損失、経常損失又は税引後当期純損失を計上しないこと。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 受取損害賠償金

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったPLANT-4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力（株）より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	店舗等の数	減 損 損 失
福 井 県 坂 井 市 他	店 舗	建 物 等	3	25百万円

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物	11百万円
リース資産	7百万円
その他	6百万円
計	25百万円

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率1.8%で割り引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	7,980,000株	—	—	7,980,000株
合 計	7,980,000株	—	—	7,980,000株
自己株式				
普通株式	196株	—	—	196株
合 計	196株	—	—	196株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年12月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	143百万円	18円	平成27年9月20日	平成27年12月21日
平成28年4月28日 取 締 役 会	普通株式	151百万円	19円	平成28年3月20日	平成28年5月17日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり決議を予定しています。

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年12月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	151百万円	利益剰余金	19円	平成28年9月20日	平成28年12月20日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	22百万円
長期未払金	253百万円
退職給付引当金	351百万円
賞与引当金	148百万円
減価償却超過額	611百万円
資産除去債務	707百万円
その他	181百万円
繰延税金資産小計	2,277百万円
評価性引当額	△213百万円
繰延税金資産合計	2,064百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△31百万円
建物（資産除去債務）	△272百万円
繰延税金負債合計	△304百万円
繰延税金資産の純額	1,760百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年9月21日に開始する事業年度及び平成29年9月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年9月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は90百万円減少し、法人税等調整額が90百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	130百万円	40百万円	89百万円	－百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	16百万円
1年超	5百万円
合計	22百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて経理部でモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理規程に従っております。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	8,832百万円	8,832百万円	－百万円
投資有価証券	31	31	－
敷金及び保証金	2,064	2,028	△36
支払手形	114	114	－
電子記録債務	1,270	1,270	－
買掛金	5,745	5,745	－
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7,510	7,543	33
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有してあります。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

負債

支払手形、電子記録債務、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

変動金利によるものは、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,928.32円
(2) 1株当たり当期純利益	185.20円

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株式会社 P L A N T

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P L A N Tの平成27年9月21日から平成28年9月20日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月21日から平成28年9月20日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月14日

株式会社 P L A N T 監査役会

常勤監査役 佐藤 岩 雄 ⑩

監査役 西川 承 ⑩

監査役 白崎 利 宗 ⑩

(注) 監査役西川 承及び監査役白崎利宗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、第35期は中間配当1株につき19円を実施しており、年間配当は1株につき38円となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は151,616,276円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（取締役会決議による自己株式の取得）及び現行定款第47条（中間配当）を削除し、現行定款第46条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役会決議による自己株式の取得） <u>第6条</u> 当社は、<u>取締役会の決議により会社法第165条第2項に基づき、市場取引、公開買付により自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p><u>第7条～第20条</u> （条文省略）</p>	<p><u>第6条～第19条</u> （現行どおり）</p>
<p>（取締役の任期） <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（取締役の任期） <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削 除）</p>
<p><u>第22条～第45条</u> （条文省略）</p>	<p><u>第21条～第44条</u> （現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>（剰余金の配当等の決定機関） <u>第45条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当金の基準日は、毎年9月20日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月20日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第48条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第47条</p> <p>(現行どおり)</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の充実、強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	み っ た ま さ み 三 ッ 田 勝 規 (昭和17年6月29日)	昭和36年4月 水上商店勤務 昭和36年10月 三ッ田金物店に参加 昭和57年1月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任)	200,000株
[取締役候補者とした理由] 創業者として、当社の中核事業であるスーパーセンターのビジネスモデルを立ち上げ、当社の発展に多大なる貢献を果たし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			
2	ま っ た き ょ う か ず 松 田 恭 和 (昭和35年3月12日)	昭和57年4月 株式会社熊谷組入社 平成7年2月 加賀電子株式会社入社 平成8年3月 当社入社 平成8年11月 当社取締役総務部長 平成16年12月 当社常務取締役総務部長 平成20年7月 当社常務取締役総務部長兼 経理部長 平成20年12月 当社常務取締役総務部長 平成23年5月 当社常務取締役社長室長 平成23年12月 当社専務取締役社長室長 平成25年9月 当社専務取締役社長室長兼 管理本部長（現任）	90,000株
[取締役候補者とした理由] 入社後、当社の管理部門に長きにわたって従事しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
3	みった よしふみ 三ッ田 佳史 (昭和43年4月7日)	平成3年5月 当社入社 平成4年5月 当社取締役 平成8年9月 有限会社ワイ・ティ・エー代表 取締役 平成11年12月 当社取締役辞任 平成15年7月 当社P L A N T－3 滑川店店長 平成17年5月 当社P L A N T－6 瑞穂店店長 平成18年12月 当社取締役P L A N T－6 瑞穂 店店長 平成19年6月 当社取締役店舗運営部西日本担 当部長 平成20年3月 当社取締役商品部副統轄部長 平成23年5月 当社取締役商品本部ノンフーズ 部長 平成23年10月 有限会社ワイ・ティ・エー取締 役 (現任) 平成27年9月 当社専務取締役経営企画室長兼 店舗運営本部長兼店舗運営部長 (現任)	200,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>入社後、当社の店舗、商品本部、店舗運営部門等に長きにわたって従事しており、大型店の店長や商品本部ノンフーズ部長、店舗運営本部長等を歴任してきました。これらの経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
4	あさの しゅうたろう 浅野 守太郎 (昭和31年6月18日)	昭和50年4月 日産プリンス自動車販売株式会社入社 昭和57年1月 当社設立、取締役 平成10年4月 当社取締役商品第二部長 平成18年6月 当社取締役商品統轄部長兼 カテゴリーI担当部長 平成20年3月 当社取締役営業企画部長 平成23年5月 当社取締役営業本部長兼 営業開発部長兼店舗運営部長 平成23年12月 当社常務取締役営業本部長兼 営業開発部長兼店舗運営部長 平成27年9月 当社常務取締役店舗開発本部長 兼店舗開発部長 平成28年9月 当社常務取締役店舗開発本部長 兼店舗開発部長兼ストアプラン ニング部長(現任)	180,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社創立以来、代表取締役社長の片腕として店舗運営から商品仕入に至るまでほぼすべての業務に従事してきました。現在はその経験を活かし、店舗開発部門の責任者であり、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者としました。</p>			
5	み っ た た い じ 三 ッ 田 泰 二 (昭和45年1月2日)	昭和63年4月 株式会社まるまん入社 平成5年5月 当社入社、取締役 平成10年7月 当社取締役食品部長 平成23年5月 当社取締役商品本部食品部長 平成27年9月 当社常務取締役商品本部長兼食 品部長 平成28年9月 当社常務取締役商品本部長(現 任)	200,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>入社後、当社の食品仕入部門に長きにわたって従事しており、食品部門のみならずノンフード部門を含む商品全般の仕入に関する経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
6	やまだ じゅんじ 山田 准司 (昭和46年6月4日)	平成6年4月 株式会社福井銀行入行 平成21年6月 同行、営業グループ 平成27年7月 同行、経営企画グループ 平成27年10月 当社入社、経営企画室マネージャー 平成27年12月 当社常務取締役経営企画室マネージャー(現任)	2,000株
[取締役候補者とした理由] 金融業界での営業・経営企画などの業務経験に基づく総合的な見識を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			
7	どうまえ なおき 堂前 直樹 (昭和30年12月14日)	昭和53年4月 株式会社福井銀行入行 平成19年6月 株式会社福井銀行春江エリア統轄店長兼春江支店長 平成21年4月 当社入社、経理部長 平成21年12月 当社取締役 平成23年5月 当社取締役管理本部経理部長(現任)	2,000株
[取締役候補者とした理由] 金融業界での業務経験に基づく会計に関する専門的な見識を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			
8	あさくら ひろみつ 朝倉 啓充 (昭和28年11月8日)	昭和51年4月 株式会社まるまん入社 平成9年10月 当社入社 平成11年1月 当社PLANT-3川北店店長 平成12年10月 当社PLANT-3滑川店店長 平成15年8月 当社PLANT-5見附店店長 平成18年1月 当社店舗運営部部長 平成20年4月 当社店舗運営部新潟地区エリアマネージャー 平成22年10月 当社店舗運営部新潟福島地区エリアマネージャー 平成23年5月 当社営業本部店舗運営部新潟福島地区エリアマネージャー 平成25年9月 当社営業本部店舗運営部西日本地区エリアマネージャー 平成25年12月 当社取締役 平成27年9月 当社取締役店舗運営本部店舗運営部西日本地区エリアマネージャー(現任)	10,200株
[取締役候補者とした理由] 入社後、当社の店舗部門に長きにわたって従事しており、大型店の店長、エリアマネージャーとしての経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
9	しまだ しゅんいち 島田 俊一 (昭和31年10月6日)	昭和54年4月 小玉株式会社入社 昭和59年3月 株式会社南天堂入社 平成9年2月 当社入社 平成16年8月 当社PLANT-3川北店店長 平成18年1月 当社PLANT-5大玉店店長 平成20年3月 当社店舗運営部福島地区エリア マネージャー兼PLANT-5 大玉店店長 平成22年10月 当社店舗運営部西日本地区エリ アマネージャー 平成23年5月 当社営業本部店舗運営部西日本 地区エリアマネージャー 平成25年9月 当社営業本部店舗運営部東日本 地区エリアマネージャー 平成25年12月 当社取締役 平成27年9月 当社取締役経営企画室マネー ジャー (現任)	7,600株
[取締役候補者とした理由] 入社後、当社の店舗部門に長きにわたって従事しており、大型店の店長、エリアマネージャーとしての経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			
10	いといがわ まさゆき 糸魚川 雅行 (昭和29年1月31日)	昭和48年4月 日本能率コンサルタント株式会 社入社 昭和54年4月 共同コンピュータ株式会社入社 平成16年2月 当社入社、システム部長 平成23年5月 当社管理本部システム部長 平成26年12月 当社取締役管理本部システム部 長 (現任)	5,100株
[取締役候補者とした理由] 入社後、当社のシステム部門に長きにわたって従事しており、システム部門責任者としての経験を活かし、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
11	いちはし のぶたか 市 橋 信 孝 (昭和29年8月29日)	昭和53年4月 平和相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成15年4月 福井順化商事株式会社入社、専務取締役 平成17年5月 株式会社ユアーズホテル福井入社、取締役 平成18年6月 同社、代表取締役社長（現任） 平成27年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ユアーズホテル福井代表取締役社長	一株
[社外取締役候補者とした理由等] 金融業界での業務経験に基づく財務に関する専門的な見識並びにホテル業界での業務経験に基づくサービス業に関する専門的な見識をもって、当社の経営に対し様々なご意見をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。また、市橋信孝氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			
※ 12	なかざと ひろほ 中 里 弘 穂 (戸籍上の氏名：青山 弘子) (昭和27年4月17日)	平成8年2月 有限会社マナーコンサルティング代表取締役 平成21年4月 愛知産業大学造形学部 准教授 平成22年4月 福井県立大学経済学部 准教授 キャリアセンター副センター長 平成26年4月 福井県立大学キャリアセンター教授 副センター長（現任） (重要な兼職の状況) 福井県立大学キャリアセンター教授 副センター長	一株
[社外取締役候補者とした理由] 社員教育のコンサルタントとして、また、大学教授としての見識をもって、当社の接客技術の向上並びに女性の能力を最大限に発揮できる企業にするために、当社の経営に対し様々なご意見をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 市橋信孝氏及び中里弘穂氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、市橋信孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、中里弘穂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう現行定款第30条において、業務執行を行わない取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより市橋信孝氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、中里弘穂氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額としております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤岩雄氏及び白崎利宗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏(生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さとう いわお 佐藤 岩雄 (昭和26年5月11日)	平成16年8月 株式会社福井銀行監査グループ 内部監査チーム 平成16年11月 当社入社 顧問 平成16年12月 当社常勤監査役(現任)	2,000株
[監査役候補者とした理由] 金融業界での貴重な業務経験に基づく監査に関する専門的な見識を、当社の監査のなかで活かしていただくため、監査役候補者としてしました。			
2	しらすき としむね 白崎 利宗 (昭和22年1月7日)	昭和40年4月 名古屋国税局入局 平成16年7月 泉大津税務署長 平成18年8月 白崎税理士事務所所長(現任) 平成20年12月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 白崎税理士事務所所長	一株
[社外監査役候補者とした理由等] 税理士としての専門的な知見及び経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者としてしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。また、白崎利宗氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白崎利宗氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう現行定款第40条において、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより白崎利宗氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。
4. 当社は、白崎利宗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成9年12月19日開催の当社第16期定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)として、ご決議をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く。)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(社外取締役を除く。)につき、年額150百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は11名(うち社外取締役1名)であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は12名(うち社外取締役2名)となります。

記

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び本件割当契約（下記3.に定義する。）を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度150,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（「本件割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中における当社の業績その他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した目標値の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

(4) 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

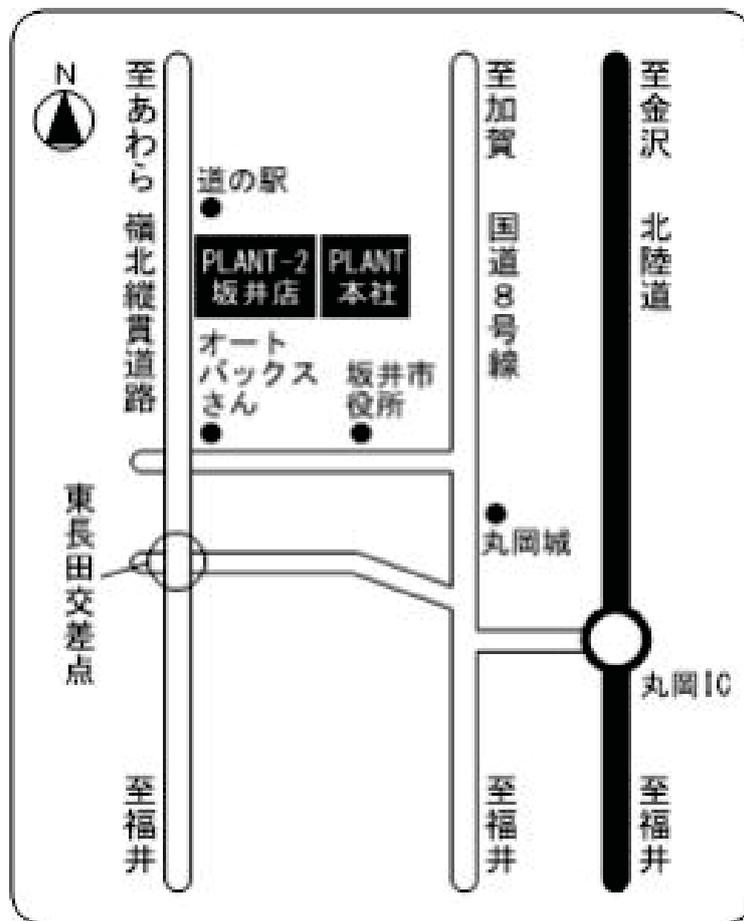
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

会場ご案内図

株式会社 **PLANT** 本社

☎919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
TEL (0776) 72-0300(代)



J R ご利用の場合

北陸本線「芦原温泉駅」よりタクシーで約15分